



島根県報

令和4年8月16日（火）

第 337 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

私立学校法第64条第4項に規定する法人の寄附行為の認可	（総 務 課）	2
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	2

【特定調達公告】

エネルギー補償型モニタリングポスト調達に係る一般競争入札の実施	（原子力安全対策課）	3
---------------------------------	------------	---

【公企規程】

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程	（企業局経営課）	5
---------------------------	----------	---

公 告

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第31条第1項の規定により令和4年8月4日同法第64条第4項の法人の寄附行為を認可したので、私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）第4条第1項の規定により公告する。

令和4年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 種別

私立学校法第64条第4項の法人

2 名称

学校法人マヤ学園

3 目的

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有為な人材を育成すること。

4 所在地

島根県仁多郡奥出雲町横田1377-5番地

5 設立代表者

穂山 智

6 設置する学校

島根デザイン専門学校

7 収益事業

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 各種食料品小売業
- (3) 発電事業
- (4) 不動産賃貸事業

8 役員

理事 5人

監事 2人

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

益田市白上町イ675-2、イ676-1、イ676-4、イ680-1、イ680-2、イ681-1、イ681-2、イ681-3、イ682、イ682-1、イ682-2、イ683-1、イ683-2、イ684-2、イ685-1、イ685-2

面積 7,344.19平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市常盤町1番1号

益田市長 山本 浩章

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

エネルギー補償型モニタリングポスト調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

島根県大田市大田町大田イ568番地 大田高校敷地内

島根県江津市江津町1525番地 江津市役所職員駐車場

島根県浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎敷地内

島根県邑智郡邑南町矢上6000番地 邑南町役場敷地内

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ

電話 0852-22-5698 F A X 0852-22-5600

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年9月9日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年9月9日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和4年9月9日（金）午後4時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年9月26日（月）午前9時から同月27日（火）午後4時まで（同月26日午後5時から同月27日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年9月27日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年9月27日（火）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月28日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Name of goods and quantity to be acquired : Energy-compensated environmental radiation monitor (Monitoring Post) 1 set
- (2) Deadline for procurement : March 31, 2023
- (3) Date and time of bidding : 4 : 00 p.m. September 27, 2022 (electronic bid submission period is from 9 : 00 a.m. September 26, 2022 to 4 : 00 p.m. September 27, 2022. Bids by mail must arrive by 12 : 00 p.m. on September 27, 2022)
- (4) Date and time for opening of bids : 10 : 00 a.m. September 28, 2022
- (5) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5698

島根県公営企業管理規程

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第2号

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

島根県水道用水供給事業給水規程（昭和52年島根県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「消火栓」を「消火栓等」に改め、同条第1項中「消火栓施設」の次に「又は応急給水施設」を加え、「消火栓」を「消火栓等」に、「消火栓を」を「消火栓等を」に改め、同条第2項及び第3項中「消火栓」を「消火栓等」に改め、同条第4項中「消火栓」を「消火栓施設」に改め、同条第5項中「消火栓」を「消火栓施設」に改め、「者」の次に「又は災害時の応急給水のために応急給水施設を使用しようとする者」を加え、「消火栓使用申込書」を「消火栓等使用申込書」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 応急給水施設は、災害時に応急給水を行うために使用するほか、使用してはならない。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第15条関係)

消 火 栓 等 使 用 申 込 書

年 月 日

事務所長 様

住所又は所在地
氏名又は名称

使用する消火栓等の位置	
使用の目的	
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
摘 要	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。